



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 都城労働基準監督署

Press Release

都城労働基準監督署発表
令和5年1月12日

令和5年1月12日

【照会先】

都城労働基準監督署

署長 中玉利 浩治

監督課長 杉尾 圭太郎

電話 0986-23-0192

0986-23-0193 (17時15分以降)

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ 機械の歯車に覆い等を設けなかった疑い～

都城労働基準監督署（署長 中玉利浩治）は、本日、持永木材株式会社、同社部長及び同社工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで宮崎地方検察庁都城支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和4年11月9日、宮崎県都城市早鈴町所在の製材工場において、労働者に製材作業を行わせる際に、機械の歯車に覆い等を設けなかった疑い。

1 被疑者

(1) 持永木材株式会社

所在地：宮崎県都城市

事業内容：製材加工業

(2) 部長 A

(3) 工場長 B

2 違反条文

被疑会社持永木材株式会社、被疑者 A 及び B とともに労働安全衛生法違反

同法違反第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第 101 条第 1 項（原動機、回転軸等による危険の防止）

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

令和4年11月9日、宮崎県都城市早鈴町所在の製材工場において、製材作業を行っていた労働者 C が機械の歯車に右腕を巻き込まれ、着用していた作業着により頸部を圧

迫され窒息死するという労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の歯車等で労働者に危険を及ぼすおそれがある部分には、覆い等を設けることを義務付けていますが、労働者Cが巻き込まれた歯車には覆い等が設けられていなかった疑いがあるものです。

5 関係条文

○労働安全衛生法

第 20 条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 1 号 機械、器具その他設備（以下「機械等」という。）による危険。

第 2 号、第 3 号 略

第 119 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、～（中略）～、第 104 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

第 2 号～第 4 号 略

第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

第 101 条（原動機、回転軸等による危険の防止）

第 1 項 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

第 2 項～第 5 項 略

災害略図

